有価証券報告書の総会前開示について

2025年８月27日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

総会前開示の有用性

- 2009年に有価証券報告書（以下「有報」）の総会前開示を可能として以降、**コーポレートガバナンスの観点等から、有報では投資判断に必要な情報の拡充**が図られてきており、足下では、**サステナビリティ開示基準に基づく開示及び保証の導入**も検討されている。
- このような記載事項の拡充により、投資家の意思決定のための有報の重要性は増しており、**建設的な対話のさらなる充実のため、有報が総会前に開示される必要性も高まっている**。
- また、総会後に有報を開示するという我が国の運用は諸外国においては見られず、**企業開示の質と適時性を高める観点から海外機関投資家からの総会前開示を求める声が強くなっている**。
- 情報開示を充実する企業努力が、**総会前開示が行われていないことを理由に適正に評価されていない**と考えられ、我が国の運用をグローバルな水準に揃えていく必要がある。

株主・投資者に対する経営者の説明責任の徹底の観点から、金融商品取引法上の有報・内部統制報告書を株主総会への報告事項にすべきであるとの指摘を受けたもの（注）

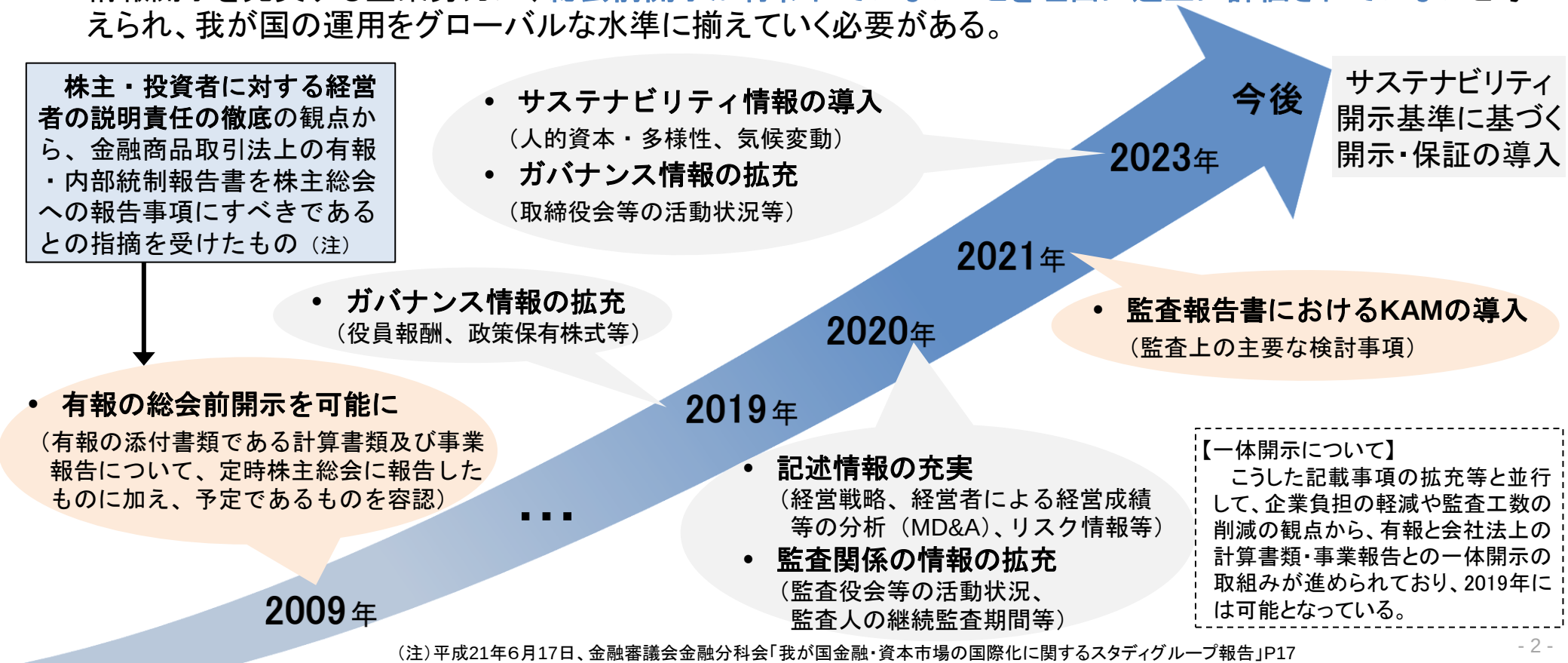

【一体開示について】
こうした記載事項の拡充等と並行して、企業負担の軽減や監査工数の削減の観点から、有報と会社法上の計算書類・事業報告との一体開示の取組みが進められており、2019年には可能となっている。

（注）平成21年6月17日、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」P17

有価証券報告書の開示と株主総会の開催の状況（24年3月期まで）

- 有価証券報告書を株主総会前開示している上場企業の数は限定的。決算期による有意な差は見られない。
- 総会前開示を行っている場合でも、総会数日前であることが多く、1週間以上前の提出は18社のみ。

【有価証券報告書の提出時期調べ（22年3月期～24年3月期）】　※80%以上が「総会同日」又は「総会＋1日」に開示

決算期	企業数	総会前開示	比率	総会同日	総会+1日	総会＋2日	総会＋3日
22.3月	2,333	33	1.4%	1,154	774	52	240
23.3月	2,325	33	1.4%	1,122	819	54	215
4月	41	1	2.4%	15	17	1	5
5月	88	2	2.3%	33	32	2	15
6月	161	3	1.9%	57	93	1	4
7月	58	0	0.0%	24	16	1	12
8月	91	0	0.0%	35	40	10	2
9月	195	1	0.5%	78	60	5	38
10月	65	0	0.0%	24	21	2	14
11月	66	0	0.0%	32	23	0	4
12月	543	8	1.5%	245	231	27	28
24.1月	65	0	0.0%	21	26	1	3
2月	215	0	0.0%	60	125	6	17
3月	2,312	42	1.8%	1,126	887	48	155
23.4～24.3月計	3,900	57	1.5%	1,750	1,571	104	297

（出典）22.3月期及び23.3月期：EY新日本監査法人「2023年3月期 有報開示事例分析」、他期：金融庁作成

【総会前開示を実施している57社の内訳】

	1日前	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	10日以上前
企業数	11	12	4	2	3	7	9	9

（参考）ジョイフル（74日前）、ニイタカ（28日前）、窪田製薬HD、ローランド（21日前）、カゴメ（18日前）、滋賀銀行（15日前）、T&D HD（13日前）、ZOZO（12日前）、協和キリン（10日前）、ヒューリック、じげん、HOYA、信越化学工業、日本ライフライン、ちゅうぎんFG、みずほFG、日本取引所グループ、ヤマトHD（7日前）

諸外国における年次報告書の開示と株主総会の開催の状況

■ 諸外国では、株主総会前に年次報告書が提出され、株主の議決権行使の判断に利用されている。

	米国	英国	ドイツ	フランス
年次報告書の提出・公表期限	大規模早期提出会社（時価総額700万ドル以上）は期末後60日以内（Form 10-K General Instructions）	期末後4ヶ月以内（Disclosure Guidance and Transparency Rules, 4.1.3 R）	期末後4ヶ月以内（Wertpapierhandelsgesetz(Securities Trading Act)，§114）	期末後4ヶ月以内（Code Monetaire et Financier L451-1）
総会開催日	前回の株主総会後、13ヶ月以内（Delaware General Corporation Law，§211(c)）	決算日から6ヶ月以内（Companies Act 2006，§336(1)）	決算日から8ヶ月以内（Aktiengesetz (Stock Corporation Act)，§175(1)）	決算日から6ヶ月以内（Code Commerce L225-100）
議決権行使基準日	総会日前10日以上60日以内で会社が設定した日（Delaware General Corporation Law §213(a)）	総会日から48時間以内で会社が設定した日（The Uncertificated Securities Regulations 2001, §41(1)）	総会日の21日前（Aktiengesetz (Stock Corporation Act)，§123(4)）	総会日の2営業日前（Code Commerce R225-86）

海外企業におけるスケジュール例

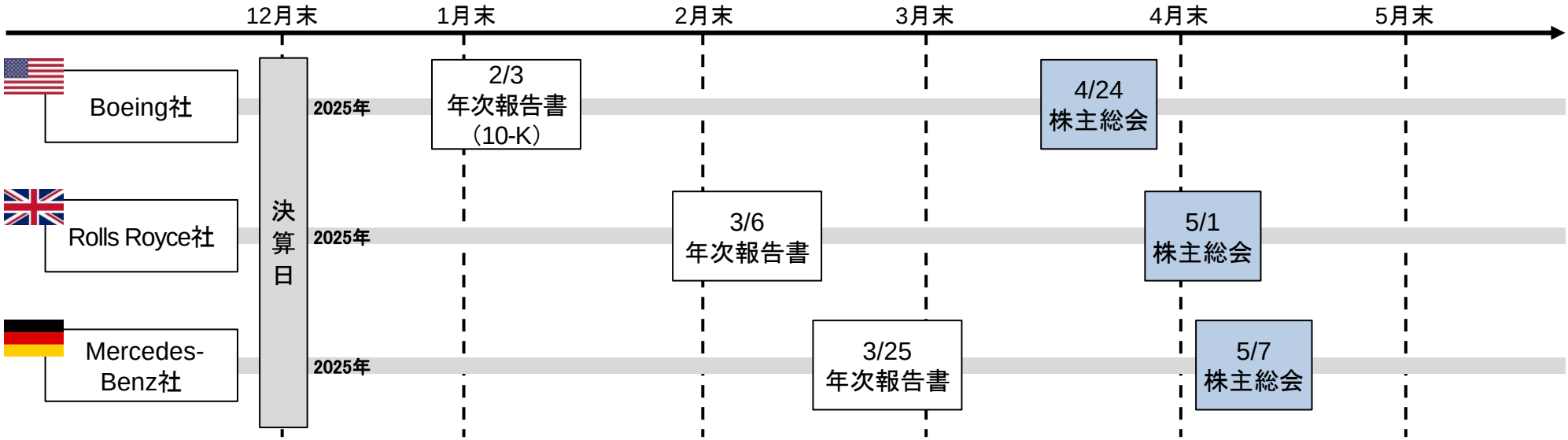

（出典）金融審議会ディスクロージャーWG（2015年11月10日）事務局説明資料18頁、各国法令、各社ウェブサイト

海外機関投資家の意見①

□ 海外機関投資家は**有価証券報告書を株主総会以降に開示する日本の慣行は異例**と主張しており、エンゲージメントや議決権行使を含むスチュワードシップ活動の観点で、**有価証券報告書を株主総会前（1ヶ月前を推奨）に開示することを要望**している。

(1) 総会前開示の主張

- 日本では、しばしば有価証券報告書が年次株主総会後に公表されており、それゆえ**グローバル投資家にとってその価値が限定的となっている**。
- **日本の現在の慣行は、有価証券報告書が株主総会後に発行される唯一の市場であり、極めて異例**。これは、企業と投資家の間の情報に基づいた対話の妨げとなっている。**有価証券報告書の早期発行は、エンゲージメントや議決権行使を含むスチュワードシップ活動において投資家に役立つ**。これには、規制上の調整（会社法、金融商品取引法、監査要件の調整、株主総会の基準日からの期間の延長など）や、基準日を会計年度末から分離する動きが必要になり、日本の企業と監査法人にとってより現実的な変更が求められる。（第1回スチュワードシップ・コードに関する有識者会議　ICGN（※）意見書、課題1（1））

※ICGN（International Corporate Governance Network）の概要
- 世界の主要な機関投資家等から成る国際団体（本部：ロンドン）。1995年設立。
- 中心メンバーは、ブラックロック、フィデリティ等の運用機関や、CalPERS（カリフォルニア州職員退職年金基金）等の公的年金。会員は45か国、300以上の団体（資産規模計77兆ドル超）

- また、**ICGNのグローバル・ガバナンス原則（2016）**においても、株主総会の議題および資料を総会日の1か月前に掲示することを推奨している。

＜参考＞ ICGN グローバルガバナンス原則（2016） 抜粋
10：株主総会　10.4 招集通知
取締役会は、**株主総会が行われる少なくとも1か月前に、株主総会の議案が会社のホームページに掲載されていることを確認すべき**である。議案は明確かつ適切に分類され、株主総会の日付、形式、場所、および**株主総会で決定される事項に関する情報が含まれているべき**である。株主総会の発表は、議決権行使書により行使されたすべての票が算入および確認されるように、明確かつタイムリーに伝達されるべきである。会社は、**年次報告書や財務諸表などの関連情報を投資家が株主総会の準備のため適時に利用できるようにすべき**である。

海外機関投資家の意見②

- 海外機関投資家は**有価証券報告書を株主総会前に開示することは上場企業として当然であると主張**。
- 一部には、**総会前に有報が公表され**、また、**総会開催が分散される**のであれば、**株主総会が年末になることも支持する**との声もある。

(1) 総会前開示の主張

- 日本企業の約80%が株主総会当日またはその後に有価証券報告書を公表しており、投資家が十分な情報を得た上で議決権行使を行うことができない。特に、政策保有株に関する情報の総会前開示は、議決権行使とも関係がある。**上場企業として、総会前に有報開示することは当然のことであり、株主の理解のためにも世界中で普遍的に受け入れられている考え。**
- **株主総会の少なくとも4週間前**に有価証券報告書を早期に開示し、関連するセクションを**英語で提供する**ことにより、十分な情報を得た上で議決権行使を行うことが可能となり、より有意義な投資家と企業の対話が促進されることになる。これは世界の先進国市場では一般的な取組みである。

(2) 総会後倒しへの影響

- 企業が株主総会の前に有価証券報告書を公表することが可能になり、また、株主総会を現在の6月の最終週に集中している時期以外にも拡大することが可能であるならば、**株主総会を年末に開催することを支持する**。

総会前開示を行うことについての現行法制上の整理

■ 上場会社が総会前開示を行うに当たって、**現行法制上の制約は基本的に存在しない**。

金融商品取引法

- 有報の提出期限は、**事業年度経過後３月以内**とされている（法24条１項）
- 有報は定時株主総会で承認を受ける必要はなく、また、有報に添付しなければならない事業報告は、**定時株主総会での承認を受けようとするものでも良い**とされている（開示府令17条１項１号ロ）

会社法

【基準日】

- 基準日を定めて基準日株主を議決権の行使者とする場合、行使できる権利は当該基準日から3か月以内に行使されるものに限られており（法124条2項）、**定時株主総会は基準日から3か月以内に開催する必要**がある。
- 定款にない基準日を定めたときは、基準日の2週間前までに、基準日及び行使できる権利の内容を公告する必要がある（法124条3項）（注1）

【決議事項】（上場会社の場合）

- **株主総会資料（事業報告等）の電子提供を遅くとも総会の3週間前までに提供しなければならず**（法325条の3第1項）、かつ、総会の2週間前までに招集通知を発しなければならない（法299条、法325条の3第2項）（注2）
- 計算書類は定時株主総会の承認を受ける必要があるが（法438条2項）、**計算書類が適正である場合**（無限定適正意見である必要）**には報告で足りる**（法439条、計算規則135条）
- 剰余金の配当は株主総会の決議によるとされているが（法454条１項）、**取締役の任期が１年である場合には、定款の定めにより取締役会決議事項にできる**（法459条１項）。ただし、計算書類が適正である場合（無限定適正意見である必要）に限る（法460条2項、計算規則155条）

法人税法

- 確定申告書の提出期限は、**事業年度経過後２月以内**とされている（法74条１項）
- 会計監査人設置会社で、かつ定款等の定めにより事業年度経過後３月以内に定時株主総会が招集されない常況にある場合、税務署長の指定により、**最大で事業年度経過後６月以内まで提出期限の延長が可能**（法75条の２第１項）

（注１）ただし、定款で定めていれば公告の必要は無く、かつ、定款で基準日を定めていたとしても、別途公告手続きを行って新たな基準日を定めることは可能。
　　なお、基準日を一切定めない場合、定時株主総会の開催日における株主が権利を行使できることとなるため、上場会社の場合には基準日を定めない方法とすることは事実上不可能。
（注２）社債、株式等の振替に関する法律第159条の2の規定により、振替株式を発行する会社（上場会社は須く該当）は、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならないとされている。

株主総会前の適切な情報提供に係る要請について

- 2025年3月28日、加藤金融担当大臣名で、**全上場会社に対して要請文**を発出。
- 有価証券報告書の提出は、**株主総会の3週間以上前が最も望ましい**ことを示しつつ、企業の実務負担も考慮し、**取組の第一歩として、今年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討**を要請。
- 金融庁としては、企業負担の軽減を図りつつ、2025年3月期以降の**有価証券報告書の提出状況を把握**し、**有価証券報告書レビューにおいて調査を行うなどの対応**を検討。

株主総会前の適切な情報提供について（要請） ＜全文＞

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましいと考えられます。

この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。

なお、金融庁としては、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討してまいります。

25年3月期に係る総会前開示の状況

- 大臣要請を受け、有価証券報告書の定時株主総会前の開示（以下「総会前開示」という。）を行った3月期決算会社は**全体の57.7%となり、前期に比して著しく増加**（前期は1.8%）。
- 市場別で見ると、**プライム上場企業の69.6% が総会前開示**を行った。
- 総会数日前の開示であることが多いが、**1週間以上前に開示した会社も44社に増加**（前期は11社）。
- 日経225を構成する企業のうち**81.2%が総会前開示**を行った（前期は10.5%）。

【有価証券報告書の開示時期】

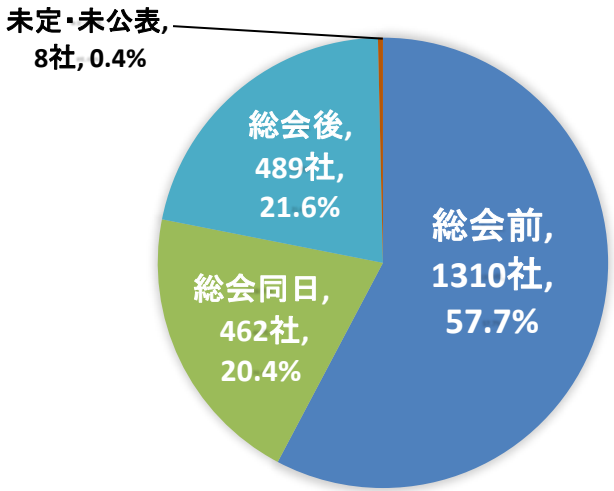

【総会前開示の状況（日数別）】（社）

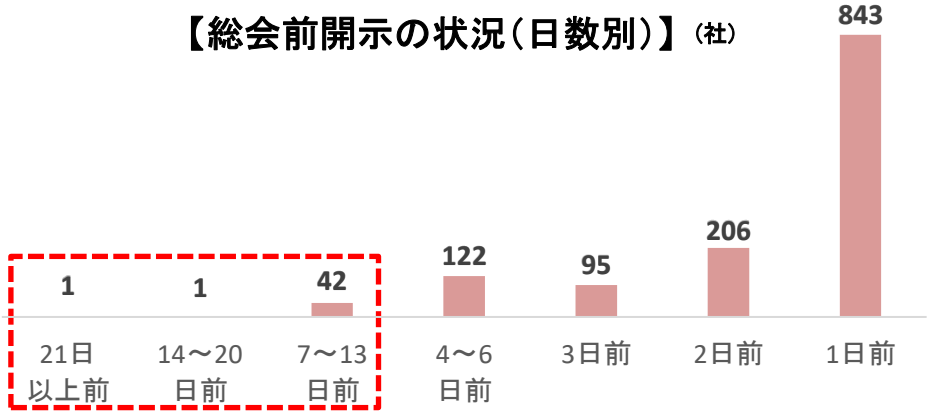

【総会前開示の状況（市場別）】

（社）

	21日以上前	14～20日前	7～13日前	4～6日前	3日前	2日前	1日前	総会前会社数	総会同日総会後	合計	総会前割合
3月期決算会社	1	1	42	122	95	206	843	1,310	951	2,269	57.7%
プライム	1	1	33	81	62	138	460	776	336	1,115	69.6%
スタンダード	0	0	7	32	23	62	311	435	482	922	47.2%
グロース	0	0	1	7	8	5	52	73	105	178	41.0%
その他市場	0	0	1	2	2	1	20	26	28	54	48.1%

（注）「合計」欄には、集計時点で有価証券報告書を開示していない会社を含む。個別事情のある会社は総会前に含めていない。

【有価証券報告書の累積開示率】（日経225銘柄・3月期決算会社）

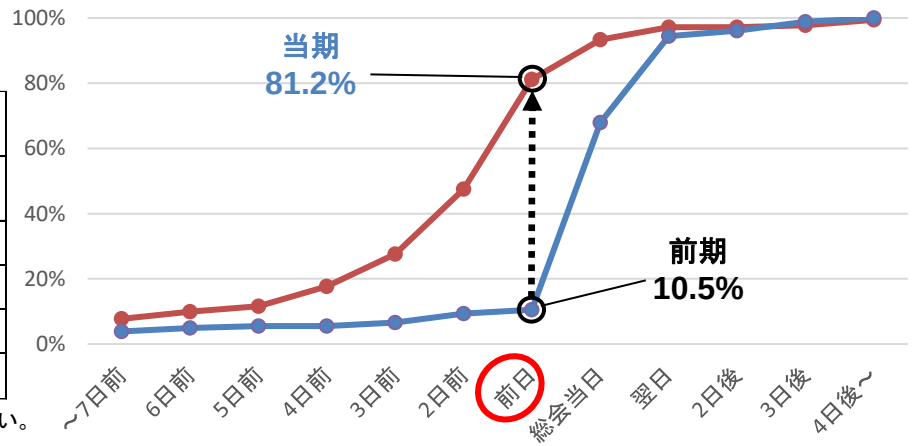

（出典）3月末日を決算期とする上場会社の有価証券報告書及び臨時報告書。2025年6月末時点で集計。

総会前開示の実現方法

- 有報を定時株主総会前に開示するためには、下図①～④の方法が考えられる（**いずれも現行法上可能**）。
- ①であっても、総会での有報の参照が可能となり質疑が効率化するなど、**一定の意義がある**と考えられるが、**投資判断に必要な時間を十分確保するためには、3週間以上前の開示が望ましい**（一体開示も可能となる）。
- 総会3週間以上前の開示を、②～④の**いずれの方法によって実現するかは任意**であり、当該会社においてその事情を踏まえ、実務負担の少ない方法を選択できる。

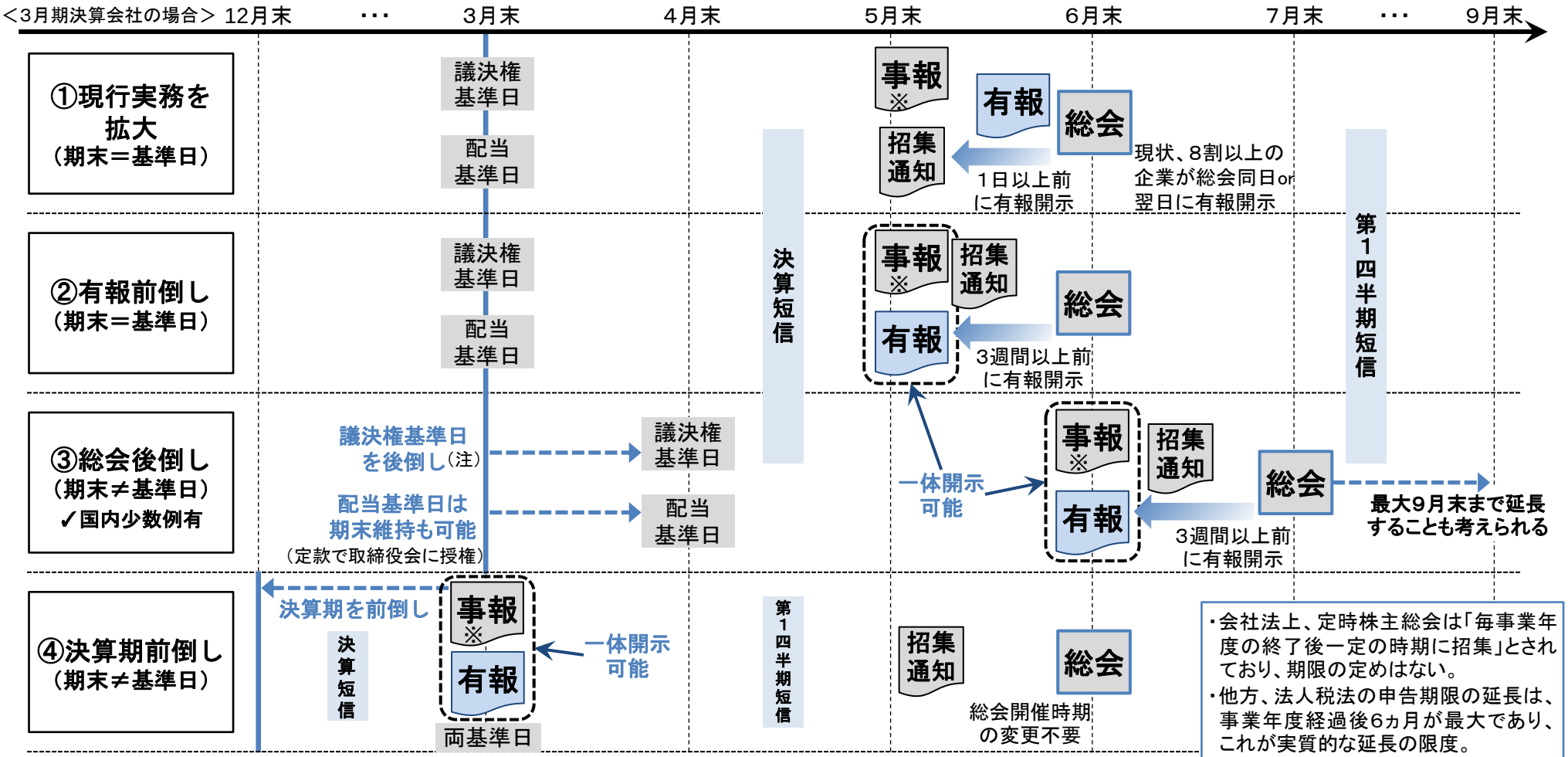

（注）エンプティボーティングの観点から、議決権基準日を実務上可能な範囲で総会に近接させることも考えられる。
※会社法上、総会3週間前までに事業報告・計算書類等を電子提供する必要がある。これらの会社法上の書類と有報を合わせて一つの開示書類とすることを一体開示という。

基準日の変更による実務上の課題（1）

□ 実施したヒアリング等の結果を踏まえると、基準日の変更に伴う会社サイドにおける実務上の課題としては、以下が考えられるが、いずれも基準日の変更を妨げる決定的な要因とはならないと考えられる。

① 役員人事への影響

- 課題
  - 役員の選解任は株主総会の決議が必要であり、体制を変更する際には、新体制でのスタートが株主総会の後倒しにあわせて遅くなる。
- 具体的な対応事例
  - 執行役員等の会社の執行面の**人事は決算期に動かしてスタート**している。
  - 役員候補者は、**期初に顧問として経営に参加させて準備**を進め、株主総会で役員に選任している。
- 課題への対策等
  - 監督と執行の分離は進んでいることから、**執行役員等の人事を決算期に行えば新体制をスタートとすることは可能**であり、事業活動への影響を最小限に抑えられるのではないか。
  - 海外企業や投資家の間では、コーポレートガバナンスの基本として、**株主総会は取締役の選任の場であり、経営陣を選任する場ではない**との認識がある。
  - 直近決算期の業績と取締役の職務執行の評価を関連付けることは、**無意識のうちに短期主義的な発想に囚われている**のではないか。**中長期的な企業経営の観点からは、必ずしも直近期の業績だけを過大評価する必要はない**のではないか。

基準日の変更による実務上の課題（2）

② 第1四半期の開示業務との重複

- 課題
  - 株主総会を後倒しすることで、第１四半期の決算作業と株主総会対応が重複する。
- 具体的な対応事例
  - **第１四半期決算の公表後に株主総会を開催**するように基準日を変更した。
- 課題への対策等
  - **四半期報告書が廃止**されたことや、四半期レビューでの監査対応が必須ではなくなったため、第１四半期の決算作業は一定程度軽減されている。
  - 株主総会開催までの期間が伸びるため、**総会準備に向けた業務の時間を確保**できる。
  - 総会を**８月以降**とすれば第１四半期決算と重複しない。

③ 後発事象※の期間が伸びる

⇒次頁にて図解

- 課題
  - 総会の後倒しに伴って事業報告の提出も後倒しする場合、後発事象の対象期間が伸びる。
- 課題への対策等
  - 日本基準とIFRSでは、事業報告提出から有報提出までの間に発生した修正後発事象の考え方が異なるが、**IFRSでは有報提出時点においても事業報告提出前までと同様の取扱い**となるため、**影響は少ない**と考えられる。
  - いずれの基準においても、後発事象の確認は事業報告と有価証券報告書の各時点で行う必要があるが、**一体開示を行うことで一度の確認で済ませることができる**とのメリットもある。

※ 後発事象は、会計上の判断等を行うにあたっての追加的ないし客観的な証拠を提供するものや、的確な投資判断に資するための情報であり、投資家の投資意思決定に影響を及ぼす重要な後発事象については、財務諸表の修正又は注記が必要。

[参考]日本基準とIFRSにおける修正後発事象の取り扱い

- 修正後発事象が発生した場合の日本基準とIFRSにおける当該事象の扱いは以下の通り。
- 日本基準とIFRSでは、事業報告提出から有報提出までの間に発生した修正後発事象の扱いに差がある。

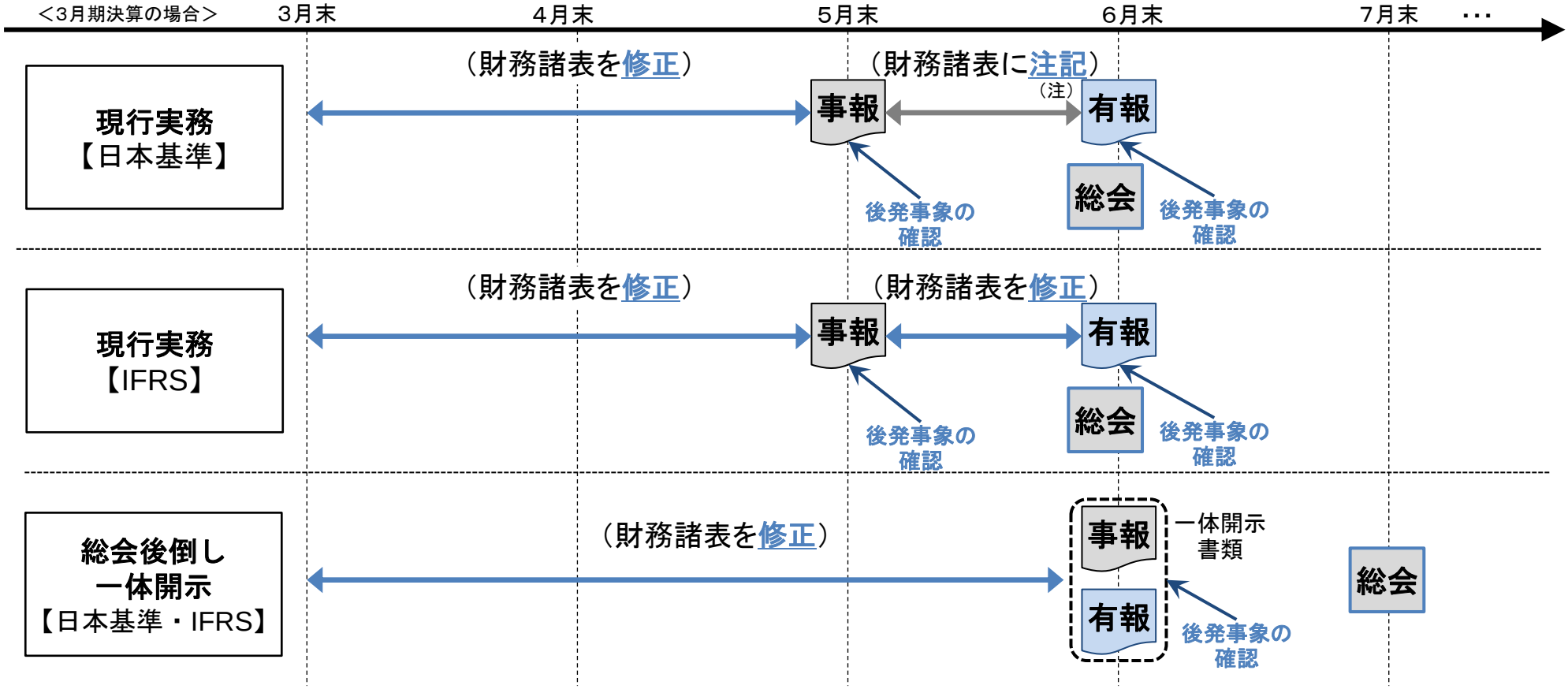

（注）修正後発事象が会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した場合には、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表においては、計算書類との単一性を重視する立場から当該修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱うものとする（監査基準報告書560実務指針第1号 後発事象に関する監査上の取扱い 4.(2)①b.(a)等）

※ 財務諸表へ反映する後発事象は、厳密には監査報告書日までに発生した事象であるが、上図では簡略化のため、各書類の提出日までとしている。

基準日の変更による実務上の課題（3）

④ 総会開催が真夏の時期になる（3月決算企業の場合）

- 課題
  - 基準日を1～2か月後倒しすると、株主総会の開催が真夏となり、熱中症のリスクが高まる。
- 具体的な対応事例
  - 猛暑の時期に株主総会を実施すると会場に来る株主の熱中症のリスクが高まるため、**真夏を避けて株主総会を開催できるように基準日を変更**した。
- 課題への対策等
  - 温暖化の影響により6月であっても以前と比べ気温は高いため、**基準日を3か月移動することで株主総会の開催を秋にしたり、決算期を12月に変更することで、真夏の開催を避けることができる**。
  - **バーチャル株主総会の導入**により、真夏の開催であっても熱中症リスクを避けられるだけでなく、会場の確保も不要になる。

⑤ 他社事例がない

- 課題
  - 基準日を変更している同業又は同規模の上場会社がなく、参考にできない。
- 具体的な対応事例
  - 少数ではあるが、**基準日を1～2か月変更している上場会社がある**。
- 課題への対策等
  - **基準日の変更を検討する上場会社を募り、勉強会等を行い、実務上の課題の抽出を行う**ことが考えられる。
  - 実務論点に関する相談窓口を関係省庁合同で設置することで、**前向きに取り組む上場会社を支援**することが考えられる。

基準日の変更による実務上の課題（4）

⑥ 配当の権利確定や支払いの時期が遅くなる

- 課題
  - 議決権基準日と配当基準日を共に変更する場合、株主総会の後倒しに伴って配当の権利確定や配当金の支払いが遅くなる。
- 具体的な対応事例
  - 議決権基準日が期末日より後であり、期末から株主総会までの期間が他社と比べて長くなるため、**株主総会前でも配当金を支払うことができる体制を作るため、配当金の支払いを取締役会決議事項に変更した**。
- 課題への対策等
  - 議決権基準日と配当基準日を揃える必要はなく、**配当基準日を変更せずに議決権基準日のみを変更することも可能**であるため、期末日を権利確定日にできる。
  - 株主総会を後倒しした場合であっても、**配当金の支払いを取締役会決議事項に変更**することで、従前の配当支払いのスケジュールを維持できる。

基準日の変更による実務上の課題（5）

⑦ 定款変更議案について投資家から反対される

- 課題
  - 配当基準日を変更せずに議決権基準日のみを変更する場合、配当金の支払いを取締役会に授権することが必要になるが、そのような議案には機関投資家から反対される可能性がある。
- 課題への対策等
  - 配当金の支払いを取締役会に授権すること自体に反対するのではなく、政策保有株式比率や社外取締役比率等の他の要因との関係で提案に反対されることが多いとみられる。
  - **総会前開示を目的とした基準日の変更や決算期変更といったコーポレートガバナンス向上の施策とセット**で配当の取締役会授権が議案となる場合には、**投資家としても授権のみをもって反対することはない**のではないか。

⑧ 株主名簿確定のコストが複数回かかる

- 課題
  - 変更した議決権基準日時点のほか、決算期末時点についても株主名簿を確定する必要があるため、追加のコストが発生する。
- 課題への対策等
  - 株主名簿確定のためのコストが増えるとしても、一体開示を行うことにより決算関連業務の一体化が進み、**全体としてはコスト削減効果の方が高くなるのではないか**。
  - 大株主の状況に係る開示府令や上場維持基準に係る有価証券上場規程では、株主に係る状況報告については、いずれも**議決権基準日時点とすることが許容**されている。

「有報開示後の総会」を実現するための今後の取組について

- 投資家の意思決定に必要な時間を十分確保し、定時株主総会での議決権行使に役立てるためには、有報の開示は、総会の招集通知と同時期であり、**一体開示が可能となる総会3週間以上前が最も望ましい**。
- その実現のためには、**株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要**であることから、本年3月28日に金融担当大臣より「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」を発出し、**取組の第一歩として、本年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請**。
- 今後、要請を受けた**企業の対応状況を把握**しつつ、**総会開催日の後倒しによる総会3週間以上前の有報開示（有報開示後の総会）**を容易にするための施策の実施等に取り組んでいくことが考えられる。

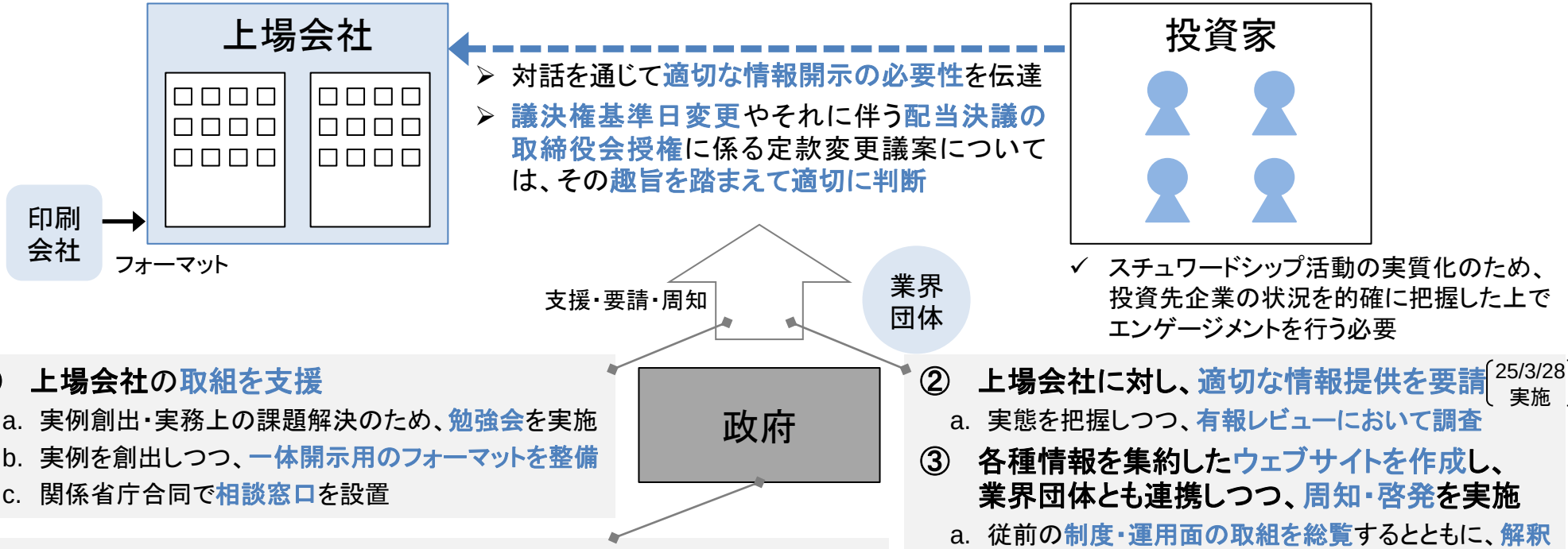

① 上場会社の取組を支援

a. 実例創出・実務上の課題解決のため、勉強会を実施
b. 実例を創出しつつ、一体開示用のフォーマットを整備
c. 関係省庁合同で相談窓口を設置

② 上場会社に対し、適切な情報提供を要請（25/3/28実施）

a. 実態を把握しつつ、有報レビューにおいて調査

③ 各種情報を集約したウェブサイトを作成し、業界団体とも連携しつつ、周知・啓発を実施

a. 従前の制度・運用面の取組を総覧するとともに、解釈を明確化
b. 上場企業における取組の好事例を公表
c. 総会2週間以上前の開示を予定する会社を事前公表
d. 総会より前に有報を開示した会社を事後公表

④ 制度面の対応を検討

a. 有報開示後の総会の重要性をコーポレートガバナンス・コードで明確化・要請
b. 法制審議会等において、総会に係る規律の見直し
c. 一体開示をより容易にするためにも、有報の記載事項を整理